

公民館利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、申請日が5月8日以降の使用取消の場合は、**通常の還付手続きとなります**。また、後日での取消、変更もできませんので、使用日までにお手続きをお願いいたします。

使用日の30日前までに使用取消届の提出があった場合	100分の100
使用日の15日前までに使用取消届の提出があった場合	100分の70
使用日の5日前までに使用取消届の提出があった場合	100分の50